

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年4月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイキ株式会社 愛媛県松山市美沢1丁目9番1号ほか

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

小豆島ショッピングセンター 小豆郡土庄町湊崎1447番1ほか

(3) 変更する事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

ダイキ株式会社

変更前 代表取締役 山下雄輔

変更後 代表取締役 佐藤一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

ダイキ株式会社

変更前 代表取締役 山下雄輔

変更後 代表取締役 佐藤一郎

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社エム・デー・ケイ

変更前 徳島県美馬郡脇町大字猪尻字若宮南100番地1

変更後 徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南100番地1

エ 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者

株式会社三城 東京都中央区銀座2丁目7番17号

(4) 変更年月日

平成19年4月25日

(5) 変更理由

(3)のア及びイの事項 設置者及び小売業者の代表者の変更のため

(3)のウの事項 市町村合併による住居表示の変更のため

(3)のエの事項 ショッピングセンターの業態拡充に伴う小売業者の追加を行うため

2 届出年月日

平成19年4月11日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課

(2) 縦覧期間

平成19年4月20日（金曜日）から同年8月20日（月曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成19年8月20日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課において当該公告の日から1週間縦覧に供する。

(1) 記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

(2) 提出先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ